様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　２０２５年　　６月　　１８日    　　経済産業大臣　殿  　　　（ふりがな）  おかねつこうぎょうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 オカネツ工業株式会社  　　（ふりがな）  わだ　としひろ  （法人の場合）代表者の氏名 和田　俊博  住所　〒７０４－８１６１  　　　　　　　岡山県岡山市東区九蟠１１１９番の１  　　　　　　　　　　　　　　　　　 法人番号　１２６０００１００１５８１  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・当社におけるＤＸについて | | 公表日 | ２０２３年５月３１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当社におけるＤＸについて・経営ビジョン  <https://okanetsu.co.jp/corporate/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 当社は戦後間もない昭和２３年、農業発動機用部品の熱処理を担う協同組合事業として発足し、以降７５年間、一貫して熱処理事業を行いつつ、お客様のご要望にお応えする形で、歯車加工をはじめとする機械加工、それら部品を利用した動力伝達装置のアッセンブリーを手掛けて参りました。  　昨今のデジタル技術の加速度的な需要の高まりは、当社事業においても例外ではなく、AIやIoTを搭載した新商品開発や、社内システム構築など、新たなビジネスチャンスと捉え、積極的に取組んで参ります。  　当社は創立６０周年を機に、それまでのOEM事業だけでは会社の将来的発展は期待できないとの思いから自社開発製品の設計・製造・販売を開始し、創立７０周年には「夢ある挑戦」をスローガンに、農業機械に留まらず、お客様に求められる新領域の製品も視野に入れたものづくり企業を目指しています。  　そこで創立７５周年を迎える今年を第二次産業革命元年と称し、DXへの取組を活性化させ、社内業務の効率化と情報活用を進め、AIやIoTを搭載した自社開発製品など、新たな価値を創出し続けることのできる持続可能な企業への変革に取組んで参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会で承認された方針に基づき作成された内容であり、取締役会議事録に記載されている事項になります |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・当社におけるＤＸについて | | 公表日 | ２０２３年５月３１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当社におけるＤＸについて・ＤＸ戦略  <https://okanetsu.co.jp/corporate/dx.html> | | 記載内容抜粋 | ①受注～出荷までのモノと情報の流れの整流化・効率化の実現  内示～確定に至るまでの受注変動情報を統合受注情報ＤＢで一元管理。変動情報の把握と生産･発注計画の都度変更を可能にします。  また、統合受注情報ＤＢの活用とＭＲＰ処理により生産計画基準の発注計画を立案し、適正在庫量の実現を目指します。  ②全社共通システムの強化と管理会計基盤の構築  原材料価格や為替変動をタイムリーに把握し、次のアクションが起こせる体制を構築します。クラウド上に基幹システムの販売、購買、生産等の各種情報等、一元管理された情報はＢＩツールを活用し、意思決定者が必要な時に必要な情報を抽出・分析できる仕組みを目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本公表内容は、取締役会で承認された方針に基づき作成された内容であり、取締役会議事録に記載されている事項になります。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・当社におけるＤＸについて・ＤＸ推進体制（組織・人材）  <https://okanetsu.co.jp/corporate/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 代表取締役社長をプロジェクトオーナーとして、役員、部門長をプロジェクトメンバーにした「OKANETSU DX プロジェクト」を立ち上げ、DXを推進していきます。  具体的なシステム構築体制は、経営戦略部担当役員をトップとして、経営戦略部システム課および関係部門から任命されたメンバーで構成する「第二次システム改革　プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、基幹システムの再構築を推進します。  デジタル人材の育成には、経営戦略部システム課が中心となり、プロジェクトメンバーに対し、外部セミナーへの受講を推進すると同時に、社内フォロー教育を実施します。  また、経営戦略部システム課体制強化のため、プロフェッショナル人材確保に着手します。  なお、システム構築、運用支援については外部委託先と  の協業で進めます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ・当社におけるＤＸについて・ＩＴシステム整備方策  <https://okanetsu.co.jp/corporate/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 当社は、ＤＸ推進とその環境整備に向けて、以下の取り組みを行います。  　2024年　基幹システムの再構築とワークフローシステ  　　　　　ムの導入  　2025年　立体倉庫と基幹システムの連携による入出庫  　　　　　管理の自動化  　2026年　基幹システムと会計システムの連携  　2027年　管理会計システムの構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ・当社におけるＤＸについて | | 公表日 | ２０２３年５月３１日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ・当社におけるＤＸについて・成果指標  <https://okanetsu.co.jp/corporate/dx.html> | | 記載内容抜粋 | 当社は、①受注～出荷までのモノと情報の流れの整流化・効率化の実現、②全社共通システムの強化と管理会計基盤の構築のため、次の成果指標を掲げています。  【成果指標】  　2024年度　基幹システムの再構築とワークフローシス  　　　　　　テムの導入により  　　　　　　社内在庫　2022年度末比　20％レス  　　　　　　社内ペーパレス化　50％  　2025年度　立体倉庫と基幹システムの連携による入出  　　　　　　庫管理の自動化で  　　　　　　生産部門の生産性向上　2022年度比150％  　　　　　　社内在庫　2022年度末比　40％レス  　2026年度　ワークフローシステム、基幹システム、会  　　　　　　計システムの連携で  　　　　　　管理部門の生産性向上　2022年度比125%  　　　　　　管理帳票の完全ペーパレス化  　2027年度　管理会計システム構築  　　　　　　意思決定者によるリアルタイム分析可能 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年６月１日 | | 発信方法 | オカネツ工業ホームページでの発信  ・社長メッセージ  <https://okanetsu.co.jp/corporate/message.html> | | 発信内容 | 当社は、自社のＤＸの取組を推進するために、その状況を当社のWebサイト（社長メッセージ）で公表しています。  会社は、単に仕事をする場所ではありません。共に働く仲間と苦楽を分かち合い、自己の成長を実感できる温かい場所でありたいと強く願っています。そのためにも現在取り組んでいる社内のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、効率化を図り、生産性の向上と働き方改革を進めて参ります。最新技術の導入と、働く環境の整備を両輪で進めることで、社員の皆さんが、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる環境を整えることが、会社の持続的成長とより良い製品・サービスの提供に繋がると確信しております。  【公表場所】  　・当社ＨＰ社長メッセージ  <https://okanetsu.co.jp/corporate/message.html> |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２２年０５月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 『ＤＸ推進指標』による自己分析を行い、情報処理推進機構(ＩＰＡ)の自己診断結果入力サイトより入力しています。  また、当社内では全社プロジェクト「ＯＫＡＮＥＴＳＵ　ＤＸ　プロジェクト」で課題の把握を行い、課題の解決に向けた取組を実施しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２２年１１月頃　～　２０２２年１２月頃 | | 実施内容 | 当社は、情報処理推進機構(IPA)が創設した「SECURITY ACTION(セキュリティ対策自己宣言)」制度の趣旨に賛同し、情報セキュリティ基本方針を制定し、「SECURITY ACTION」二つ星を宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。